

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神埼市長、神埼市議会議長、神埼市監査委員、神埼市選挙管理委員会、
神埼市農業委員会、神埼市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.3%
全職員	66.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級職員	97.4%
課長級職員	95.3%
副課長級職員	90.0%
係長級職員	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	68.2%
31～35年	97.1%
26～30年	89.2%
21～25年	89.5%
16～20年	82.7%
11～15年	86.1%
6～10年	83.1%
1～5年	79.8%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員について、住居手当及び扶養手当の受給割合が、住居手当（男性 65.9%）、扶養手当（男性 84.8%）であることも影響している。
- ・全職員において、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」が「任期の定めのない常勤職員」に比べて給与額が低い。この「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に占める女性の割合は 72.1%であるが、全職員に占める女性の割合は 58.0%となっており、全職員で比較した場合に女性の平均給与額が引き下がる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
※ 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、全体の算出値に与える影響の大きさを考慮し、勤務すべき時間が週 15.5 時間以上の職員を対象としている。